

特定建設作業届出一覧表

特定建設作業の種類		騒音規制法	振動規制法	市条例	備考	
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業						
1 既製くい	直打工法	ア 打撃式	○	○	○	もんけんを除く。
		イ 振動式	○	○	○	
		ウ 圧入式				
	埋込工法		○	○	○	直接打込を併用する場合に限る。ただし、支持力確認のための短時間の最終打撃は対象外
2 現場造成くい						
びょう打機を使用する作業						
1 リベッチングハンマ		○		○		
2 その他					インパクトレンチ等	
さく岩機を使用する作業						
1 ブレーカー	ア 手持式	○		○	移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。	
	イ その他	○	○	○		アイオン等
2 その他		○		○	レッグドリル、ビッグハンマ、ドリフタ、ストーバ等	
空気圧縮機を使用する作業						
1 電動式					さく岩機の動力として使用する場合を除く。	
2 その他	ア 15kW未満					
	イ 15kW以上	○		○		
コンクリートプラントを設けて行う作業						
1 モルタル製造用					工場現場またはその付近に、当該工場に関連して一時的に設置されるものに限る。不特定多数の工事のために設置されるプラントは、工場として別の届出が必要となる。	
2 その他	ア 混練容量0.45立米未満					
	イ 混練容量0.45立米以上	○		○		
アスファルトプラントを設けて行う作業						
1 混練重量200kg未満						
2 混練重量200kg以上		○		○		
バックホウを使用する作業		○			原動機定格出力が \geq 80kW以上 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。	
トラクターショベルを使用する作業		○			原動機定格出力が \geq 70kW以上	
ブルドーザーを使用する作業		○			原動機定格出力が \geq 40kW以上	
工作物の破壊作業						
鋼球(鉄球)	ア コンクリート造、鉄骨造、レンガ造		○			
	イ その他		○			
舗装版破碎機			○		移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。	
さく井機を使用する作業*				○		

*さく井機を使用する作業は、騒音規制法の届出対象地域であっても市条例による届出が必要です。